

令和6年度分析食品リスト(案)について

今後、食品分析を進めるに当たっては、「令和6年度以降の食品分析の基本的な考え方について」に沿って進めることとし、令和6年度については以下の食品・成分項目を対象として分析を実施する。

1 令和6年度分析対象食品

- (1) 今後優先して再分析を進める食品のうち、摂取量上位の食品で直近の分析年から比較的年数が経過している食品及び当該食品の調理形態が異なるもの。また、一部食品については、新たな調理形態を新規食品として追加。
- (2) 近年行ってきた「AOAC.2011.25 法による食物繊維」、「アミノ酸組成によるたんぱく質」、微量5成分(ヨウ素・セレン・クロム・モリブデン・ビオチン)等の分析の積み残し。
- (3) 既記載・既分析食品のうち成分値の再検討が必要なもの

2 分析を行う成分項目

1(1)の食品については、「令和6年度以降の食品分析の基本的な考え方について」に基づき、全成分分析を基本としつつ、文献等により含まれないと推定される成分は除外するなど、食品ごとに各成分の分析の必要性を勘案して対象成分を設定した。

また、1(2)及び(3)の食品については、当該成分を対象とするほか、その他成分についても再分析の必要性を勘案し検討した。

【詳細については資料3-2の表を参照】

- ・表中の「○」は分析対象とする成分項目。
- ・表中の空欄は分析対象とはしない。
※収載値(案)の審議において、文献等に基づく推定による「(0)」等の収載を検討する成分項目。
- ・表中の「推」は分析対象とはせず、類似食品や文献等により収載値(案)を推計する成分項目。

- 3 なお、今回提示する、分析食品リスト(案)は令和6年度予算決定後に、予算の範囲内で分析が可能な食品数に絞り込みを行い、当該年度事業として公示、入札を行う予定。